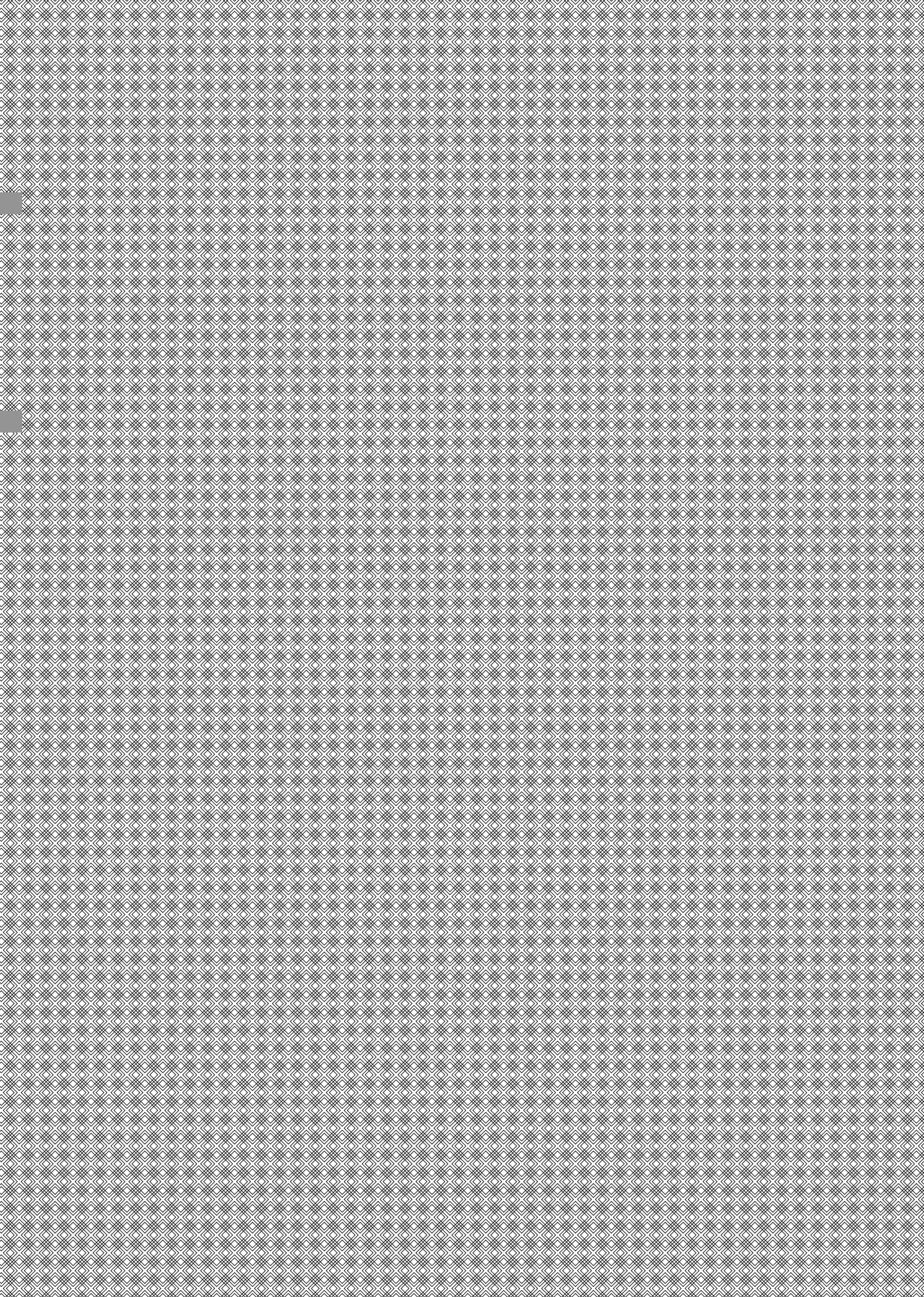


Z—75—G

酒税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和7年4月4日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「G1～G7」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 30 点—

問 1 (15 点)

次の(1)~(5)の間に答えなさい。

- (1) 酒税法における「酒類」及び「アルコール分」について、それぞれの定義を述べなさい。
- (2) 酒税法第 43 条において、酒類と水以外の物品を混和する場合の「みなし製造」が規定されている。同条第 10 項及び第 11 項において規定されている、「みなし製造」が適用されないこととされている場合について、述べなさい。
- (3) 酒税法第 53 条《納税地》について、述べなさい。
- (4) 租税特別措置法第 87 条第 1 項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける場合に、酒税法第 30 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する申告書に、これらの規定に規定する事項のほか、記載しなければならないとされている事項について、述べなさい。
- (5) 酒税法第 7 条第 1 項において、酒類を製造しようとする者は、製造免許を受けなければならないとされているが、製造免許を要しない場合も規定されている。この製造免許を要しない場合及びその趣旨について、述べなさい。

問 2 (15 点)

酒税法第 30 条第 1 項及び第 3 項に規定する酒税額の控除について、その取扱い及び趣旨を述べなさい。

〔第二問〕 — 70 点 —

次の【資料】に基づき、甲株式会社が製造している酒類について、商品Aから商品Hの品目及びその判定理由を述べるとともに、同社に係る令和7年8月分の納付すべき酒税額について、「① 適用税率」、「② 課税標準数量」、「③ 課税標準数量に対する本則税額」、「④ 課税標準数量に対する酒税額」、「⑤ 控除を受けようとする酒税額」及び「⑥ 納付すべき酒税額」に関して、計算過程を明らかにして求めなさい。

本則税額とは、酒税法第23条《税率》又は租税特別措置法第87条の2《低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例》に規定する税率により計算した金額をいう。

なお、酒税法第29条《輸出免税》の適用を受けられることができる場合には、当該適用を受けるものとする。

また、酒税法第30条《戻入の場合の酒税額の控除等》の適用がある場合には、令和7年8月分の酒税納税申告書に記載する酒税額の合計額から控除すること。

【資料】

- 1 甲株式会社は、平成21年5月中に、その製造場の所在地(埼玉県)の所轄税務署長から全ての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。
- 2 製造場の所轄税務署長に手続を要するものについては、全て適正に行われている。
- 3 甲株式会社は、令和6年4月1日から、租税特別措置法第87条第4項に規定する承認酒類製造者である。また、租税特別措置法第87条第3項各号に掲げる者には該当せず、他者との間に完全支配関係はない。

なお、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)附則第54条《清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置》、第55条《ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置》及び第63条《被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置》の適用を受ける旨の届出書は提出していない。

- 4 甲株式会社は、租税特別措置法第87条の6《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定による、輸出酒類販売場の許可を受けていない。
- 5 甲株式会社が、令和7年4月以降に製造している酒類の原料及び製造方法等は、別に記載のあるものを除き、次表のとおりである。

商品名	原料及び製造方法等
A	麦芽 1,000 kg及び水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 50.0 度)した酒類 150 ℓ(アルコール分 50.0 度、エキス分 0.0 度)に、スピリッツ 500 ℓ(アルコール分 50.0 度)を加えた発泡性を有しない酒類 650 ℓ(アルコール分 50.0 度、エキス分 0.0 度)

B	<p>麦 440 kg、麦こうじ 130 kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 80.0 度)して水を加えた酒類(アルコール分 40.0 度、エキス分 0.0 度)に、着色料 0.2 kg(食品衛生法施行規則に定める食用黄色五号)及び水を加えた発泡性を有しない酒類(アルコール分 35.0 度、エキス分 0.0 度)</p>
C	<p>麦芽 100 kg、麦 50 kg、ホップ 10 kg及び水を原料に発酵させた酒類(アルコール分 5.0 度、エキス分 3.0 度)に、大麦を原料の一部としたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 90.0 度)して水を加えた酒類(アルコール分 40.0 度、エキス分 0.0 度)を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分 6.0 度、エキス分 2.0 度)</p>
D	<p>米 200 kg、米こうじ 100 kg(こうじ米の重量 95 kg)、清酒かす 40 kg、ぶどう糖 10 kg及び水を原料に発酵させてこした酒類(アルコール分 15.0 度、エキス分 4.0 度)に、清酒かす 20 kg、ぶどう糖 5 kg及び水を加えてこした発泡性を有しない酒類(アルコール分 12.0 度、エキス分 4.8 度)</p>
E	<p>ぶどう 160 kg(含有する糖類の重量 32 kg)、ぶどう糖 10 kg及び水を原料に発酵させた酒類 250 ℓ(アルコール分 10.0 度、エキス分 5.0 度)に、ブランデー 5 ℓ(アルコール分 40.0 度、エキス分 0.0 度)及びぶどう糖 40 kgを加えて発酵させた発泡性を有しない酒類 255 ℓ(アルコール分 14.0 度、エキス分 4.0 度、重量換算 240 kg)</p>
F	<p>ぶどう糖 60 kg、麦 20 kg、ホップ 5 kg、カラメル 0.5 kg、コリアンダー 2 kg、蜂蜜 1 kg及び水を原料に発酵させた発泡性を有しない酒類(アルコール分 5.0 度、エキス分 3.0 度)</p>
G	<p>米 160 kg、米こうじ 100 kg(こうじ米の重量 95 kg)、清酒かす 10 kg、有機酸 5 kg、原料用アルコール 40 ℓ(アルコール分 50.0 度、エキス分 0.0 度)及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分 10.0 度、エキス分 5.0 度)に、炭酸ガスを混和すると同時に水あめ 5 kgを混和した発泡性を有する酒類(アルコール分 10.0 度、エキス分 6.0 度)</p>
H	<p>麦芽 310 kg、麦 100 kg、ホップ 30 kg、とうもろこし 100 kg及びばれいしよ 90 kgを原料に発酵させた酒類(アルコール分 5.0 度、エキス分 3.0 度)に、そば 16 kgを加えて発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分 5.5 度、エキス分 3.0 度)</p>

(注) アルコールの重量換算は、1 ℓ(アルコール分 95.0 度) = 0.8157 kgとして計算する。

6 甲株式会社の令和6年度中(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の課税移出数量、及び令和7年8月中の移出数量は、次表のとおりである。

なお、「令和6年度中(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の課税移出数量の内訳」の数量は、同期間中に課税移出した酒類を戻し入れた数量を控除した後の数量である。

商品名	令和6年度中(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の課税移出数量の内訳	令和7年8月中の移出数量の内訳	
		容器の容量	ケース、本数
A	kl 100	ml 720	1,100 ケース(6本入り)
B	260	350	1,400 ケース(24本入り)
C	300	350	2,000 ケース(24本入り)
D	210	180	5,500 ケース(24本入り)
E	90	350	4,000 ケース(6本入り)
F	40	350	1,300 ケース(24本入り)
G	140	720	600 ケース(6本入り)
H	110	200	3,000 ケース(6本入り)

7 甲株式会社の令和7年4月から令和7年7月までの租税特別措置法第87条第1項に規定する当年度酒税累計額は55,000,000円である。

8 商品Aについては、「上記6」のほか、令和7年8月9日に製造場から200本(容器の容量720ml)を課税移出した。課税移出した200本のうち5本が令和7年8月10日に返品されたほか、15本が令和7年8月11日に返品された。

9 商品Bについては、「上記6」の令和7年8月中の移出数量の内訳に、令和7年8月11日に国内で外国人旅行者に対して販売した酒類80本(容器の容量350ml)が含まれている。

10 商品Dについては、「上記6」のほか、米、米こうじ、清酒かす、ぶどう糖及び水を原料に発酵させた状態のもろみIを製造工程の不備の有無を確認する目的で、令和7年8月12日に100mlを試飲した。

11 商品Eについては、「上記6」のほか、令和7年8月20日に従業員の過失により、製造場内のタンクが破損し、200lが減失した。なお、所轄税務署長にその旨の届出を提出している。

12 商品Fについては、「上記6」のほか、得意先からの要望を受けて、商品Fに炭酸水を加えて発泡性を有する商品J（アルコール分3.0度、エキス分2.0度）とした。

その後、商品J 53本（容器の容量350ml）を令和7年8月16日に得意先へ移出した。

13 商品Gについては、「上記6」のほか、令和7年8月28日に酒類販売業者に対して60本（容器の容量720ml）を製造場から移出したが、ラベルが汚損していたため、60本が令和7年9月3日に製造場へ返品された。

14 商品Hについては、「上記6」のほか、令和7年8月22日に国内で行われた輸出商談会において外国人のバイヤーに試飲させる目的で、同日、製造場から20本（容器の容量200ml）を持ち出した。

なお、当該輸出相談会において、5本は日本人の商談会関係者が飲用し、10本は外国人のバイヤーが飲用し、残りの5本については、令和7年8月23日に製造場に持ち帰った。

【参考資料】

I 酒税法(抄)

第23条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 十五万五千円
 - 二 醸造酒類 十万円
 - 三 蒸留酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
 - 四 混成酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
- 2 発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類に係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十万円とする。
- 3 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。
- 4 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 合成清酒 十万円
 - 二 みりん及び雑酒(その性状がみりに類似する酒類として政令で定めるものに限る。) 二万円
 - 三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円(アルコール分が十三度以上のものにあつては、十二万円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
 - 四 粉末酒 三十九万円

II 附則〔平成二九年三月三十一日法律第四号〕(抄)

第36条 令和二年十月一日から令和五年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類(新酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。)及び醸造酒類(新酒税法第三条第四号に規定する醸造酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。)に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 二十万円
- 二 醸造酒類 十二万円

2、3(略)

4 令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十八万千円とする。

5 前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項

及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒(新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。)

十五万五千円

二 発泡酒(新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のもの並びに同号ロに掲げる酒類のうち旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。)

十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類 八万円

Ⅲ 租税特別措置法(抄)

第 87 条の 2 酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類(同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。)及び同条第二十一号に規定するリキュール(発泡性を有するものを除く。)でアルコール分(同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が十三度未満のもの(リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。)に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 アルコール分が十一度未満のもの 十万円

二 アルコール分が十一度以上十三度未満のもの 十万円にアルコール分が十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額

Ⅳ 附則〔平成二九年三月三十一日法律第四号〕(抄)

第 91 条 別段の定めがあるものを除き、令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった旧租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る酒税については、なお従前の例による。

2 令和二年十月一日から令和八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る同条の規定の適用については、同条第一号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、同条第二号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、「十度」とあるのは「八度」とする。

